

宜野湾市 軽自動車税(種別割)減免該当車両

身体障害者手帳等の
交付を受けている方

又は

身体障害者手帳等の交付を受けている方
と住民票上同じ世帯か生計が同一の方

が、所有する車両で

身体障害者手
帳等の交付を
受けている方

又は

身体障害者手帳
等の交付を受け
ている方と住民票
上同じ世帯か生
計が同一の方

又は

身体障害者手帳
等の交付を受け
ている方を常時介
護されている方

※2

が、運転し

身体障害者手帳等の交付を受けている方のために使用する車両

注意：軽自動車税（種別割）の減免は、身体障害者手帳等の交付を受けている方お1人に対し、1台のみの対象となります。すでに普通乗用車やオートバイ等で減免を受けている場合該当しません。

※ 身体障害手帳等とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・戦傷病者手帳のことです。

※2：身体障害手帳等の交付を受けている方のみで構成されている世帯に限ります。

又、障がい福祉課の発行する常時介護証明書の添付が必要になります。